

Web約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにWeb約款*を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、SDGsにおける17の目標のうち「12. つくる責任 つかう責任」につながる取組みです。* [Web約款] とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。



スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます

文字を拡大して閲覧できます

検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs
12
つくる責任
つかう責任

Web約款の閲覧方法

1. フコクしんらい生命 Web約款ページにアクセスしてください。

保険をご検討中

QRコードを読み取る方法



スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/>

ご契約成立（保険証券到着）後

QRコードを読み取る方法



スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/>

2. 該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。PDFファイルが開きます。

商品名： 解約返戻金抑制型医療保険
販売名称： 医療自在FS

上記商品の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。
取扱窓口は「一般代理店」です。

- ① 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約日のボタンを選択してください。
※契約日は保険証券に記載されています。
- ② 取扱代理店「その他一般代理店からご加入」を選択してください。
- ③ 上記商品の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望する」に○を付けてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。
「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100 (代表)

ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

51240425(25.04) 募AFS1424028(25.2)

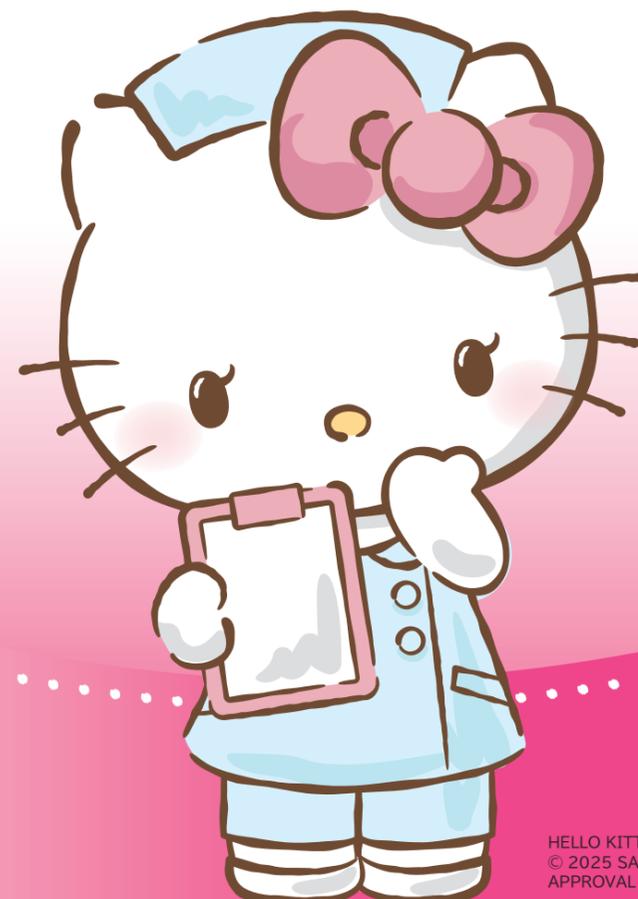
医療自在FS

解約返戻金抑制型医療保険



お手頃保険料で安心保障

- お客さまのさまざまなニーズにお応えする医療保険です。
- 特定3疾病で入院したときに以後の保険料のお払込みが不要になる保障もご選択いただけます。



HELLO KITTY
© 2025 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L654640

商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報

「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

「医療自在FS」は、入院・手術の保障はもちろん、
通院やがんを含む生活習慣病、さらには特定の感染症

などさまざまなリスクに備えられる医療保険です。

		保障内容	保険期間	対象ページ		
主契約	入院/手術/治療	解約返戻金抑制型医療保険	病気やケガによる入院を日帰 公的医療保険制度対象手術を 病気やケガによる放射線治療、 り入院から保障 入院中・外来を問わず保障 先進医療、骨髄移植を保障	終身	P.5～6	
	+					
	特約	特定8疾病+特定感染症	特定8疾病・特定感染症入院特約	特定8疾病による入院を保障 特定感染症による入院を保障	終身	P.7～8
		特定3疾病	特定3疾病給付金特約	特定3疾病により入院された とき、一時金をお支払い	終身	P.7～8
		保険料払込免除	医療保険用保険料払込免除特約	特定3疾病により入院された とき、主契約および特約の保険料払込が免除	主契約の 保険料払込期間	P.7～8
		通院	退院後通院特約	退院日の翌日からその日を含 めて180日以内の通院を支払日数30日を限度に保障	終身	P.9～10
		先進医療	先進医療特約	先進医療の技術費用を実費で 保障	5・10年	P.9～10
認知症・介護		介護保障定期保険特約	所定の認知症と診断確定され 要介護2以上に認定されたと たとき、一時金をお支払い き、一時金をお支払い	5～30年(年満期) 55～85歳(歳満期)	P.11～12	
認知症予防	軽度介護保障特約	所定の認知障害と診断確定さ れたとき、一時金をお支払い 要支援1以上や要介護1以上 に認定されたとき、一時金をお支払い	5～30年(年満期) 55～85歳(歳満期)	P.11～12		

※くわしくは、各特約の対象ページにてご確認ください。

お客様のニーズに合わせてさまざまな特約を付加できます。

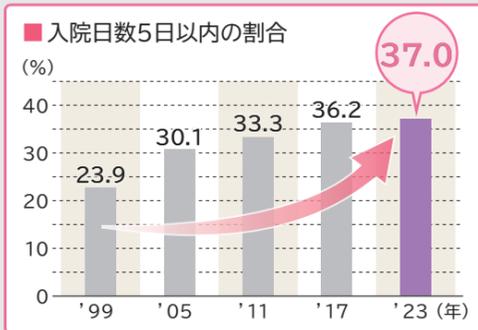
ご存知ですか？ 最近の医療および病気の現状 について

入院について

ご存知ですか

入院の短期化

医療技術の進歩等により、入院日数は年々**短期化**する傾向となっています。



出典 1

長期化するケース

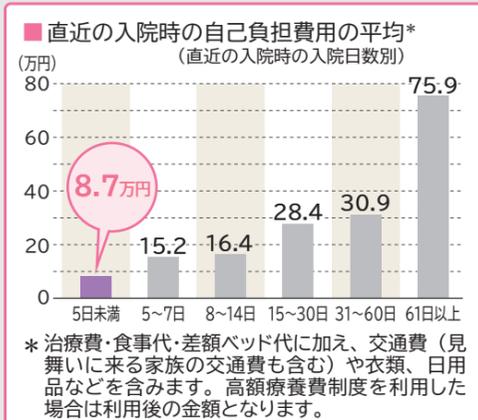
入院期間が短期化の傾向にある一方で、病気によっては入院期間が**3か月**を超えるケースもあります。

傷病名	平均在院日数
がん	14.4 日
急性心筋梗塞	15.4 日
心不全	41.6 日
脳内出血	101.4 日
くも膜下出血	104.5 日
脳梗塞	65.6 日

出典 2

入院にかかる費用

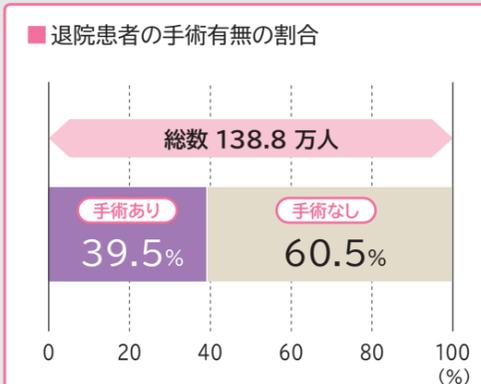
5日未満の短期入院でも、平均で約**8万円**の自己負担費用が発生しています。



出典 3

入院中の手術

退院した患者のうち、およそ**3人に1人**が入院中に手術を受けています。



出典 2

8大生活習慣病について

ご存知ですか

8大生活習慣病の患者数

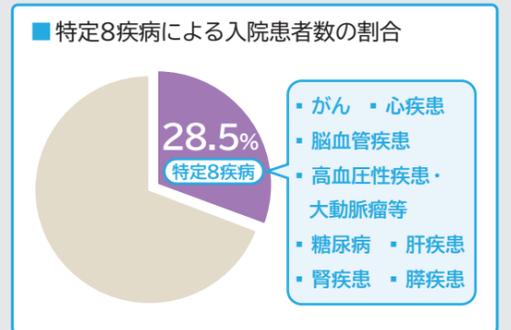
8大生活習慣病の総患者数は約**3,262万人***となっています。
*複数の疾病で重複して治療を受けている場合も含まれます。

疾病名	患者数
がん	約395.3万人
心疾患	約357.8万人
脳血管疾患	約188.6万人
糖尿病	約552.3万人
高血圧性疾患	約1,617.3万人
腎疾患	約89.3万人
肝疾患	約51.6万人
痔疾患	約10.0万人

出典 2

8大生活習慣病の入院患者

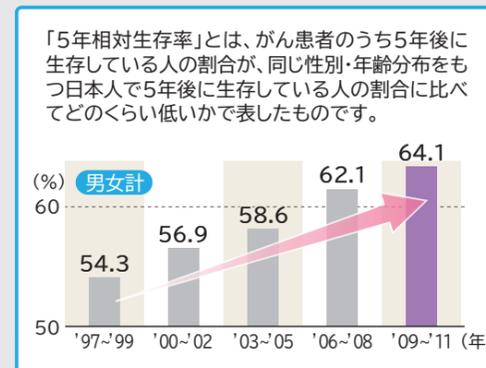
8大生活習慣病は入院患者の約**3割**を占めており、場合によっては、命に関わるような病気もあります。



出典 2

がんの5年相対生存率

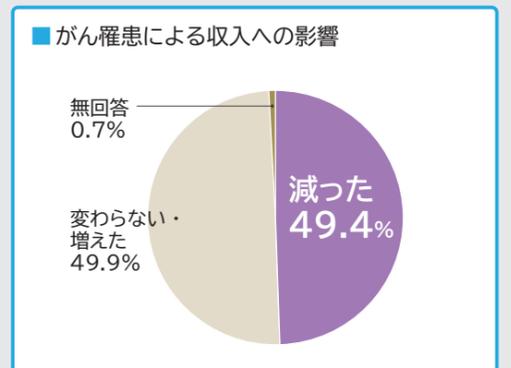
がんは高齢化に伴い、さらに増え続けていくといわれています。一方、早期発見や早期治療で良くなるケースもあり、「**がんは治る時代**」ともいわれています。



出典 4

がん罹患後の経済的負担

治療にかかる費用のほか、休職・退職した場合の収入減少のリスクがあります。がん罹患により、就業者の約**2人に1人**の収入が減少しています。



出典 5

出典 1：厚生労働省「1999年、2005年、2011年、2017年、2023年 患者調査」をもとに当社作成
出典 2：厚生労働省「2023年 患者調査」をもとに当社作成
出典 3：(公財) 生命保険文化センター「2022年度 生活保障に関する調査」

出典 4：「全国がん罹患モニタリング集計」2009-2011年生存率報告(国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター、2020)「独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」平成22年度報告書」
出典 5：東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果 がん患者の就労等に関する実態調査(平成31年3月)」をもとに当社作成

病気やケガによる入院・手術・治療に備える

(入院給付金日額:10,000円の場合)

●主契約:解約返戻金抑制型医療保険

主契約

入院

疾病入院給付金

災害入院給付金

病気やケガで入院したとき

- ・日帰り入院を含む5日以内の入院でも**5日分お支払い**します。
- ・入院1回につき、入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
- ・1入院の支払限度は**30日・60日・120日**から選べます。

※日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。支払対象の有無は、医療機関の診療明細書等で「入院基本料」の支払有無などを参考に判断します。

支払事由等

支払額・支払限度

5日以内の入院1回あたり

50,000円

6日以上入院1日あたり

10,000円

支払限度日数

通算 1,095日*

* 疾病入院給付金および災害入院給付金ごとに支払日数を通算して、それぞれ1,095日

特定8疾病入院無制限特則または特定3疾病入院無制限特則を付加することで、特定の疾病における**1入院の支払限度や通算支払限度を超えて**、疾病入院給付金をお支払いします。

(1入院の支払限度60日型の場合)

特定8疾病入院無制限特則を付加した場合

病気による入院 60日限度
通算支払 1,095日限度

特定8疾病による入院
支払日数無制限

特定3疾病入院無制限特則を付加した場合

病気による入院 60日限度
通算支払 1,095日限度

特定3疾病による入院
支払日数無制限

手術

手術給付金

病気やケガで手術を受けたとき

- ・公的医療保険制度対象の手術を約**1,000種類**保障

※「創傷処理」「皮膚切開術」「抜歯手術」など、手術給付金をお支払いできない手術があります。くわしくは、P.18「契約概要」をご確認ください。

入院手術1回あたり

100,000円

給付金倍率: 10倍

入院時手術給付金等増額特則を付加した場合

200,000円

給付金倍率: 20倍

外来手術1回あたり

50,000円

給付金倍率: 5倍

入院時手術給付金等増額特則を付加することで**盲腸等の手術を含め**、入院中の手術について「手術給付金」の給付金倍率を10倍から**20倍**に変更できます。

支払限度

通算制限なし

治療

放射線治療給付金

先進医療定額給付金

骨髄移植治療給付金

骨髄ドナー給付金

放射線治療・先進医療・骨髄移植を受けたとき、骨髄移植のドナーになったとき

- ・一時金をお支払いします。

一時金

100,000円

給付金倍率: 10倍

入院時手術給付金等増額特則を付加した場合

200,000円

給付金倍率: 20倍

※入院時手術給付金等増額特則を付加した場合も、「先進医療定額給付金」および「骨髄ドナー給付金」の給付金倍率は10倍となります。

入院時手術給付金等増額特則を付加することで「放射線治療給付金」「骨髄移植治療給付金」の給付金倍率を10倍から**20倍**に変更できます。

支払限度

通算制限なし*

*放射線治療給付金は60日に1回、骨髄ドナー給付金は1回のみ

●保険料の払込免除について (免除事由)

- ・被保険者が責任開始期以降の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当したとき。
- ・被保険者が責任開始期以降に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当したとき。
- ・医療保険用保険料払込免除特約による保険料払込免除については、「保険料払込免除に関する特約(P.19)」をご覧ください。

「特定3疾病」と「特定8疾病」の疾病種類と範囲

特定8疾病	特定3疾病	①がん(上皮がんを含む) ②心疾患 ③脳血管疾患
		④糖尿病 ⑤高血圧性疾患・大動脈瘤等 ⑥腎疾患 ⑦肝疾患 ⑧脾疾患

※ 保障内容についてご留意いただきたいことがありますので、P.18~22「契約概要」をご確認ください。

特定8疾病・特定感染症、特定3疾病などに備える

●特定8疾病・特定感染症入院特約

支払事由等

支払額・支払限度

特定8疾病・特定感染症による入院

上皮内がんも保障!

特定8疾病・特定感染症入院給付金

特定8疾病、特定感染症で入院したとき

- ・5日以内の入院でも**5日分お支払い**します。
- ・入院1回につき、入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
- ・1入院の支払限度は主契約と同様となります。

支払の対象となる特定感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている、一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症をいいます。

●入院給付金日額10,000円の場合

5日以内の入院1回あたり

50,000円

6日以上入院1日あたり

10,000円

支払限度日数
通算 1,095日

特定8疾病入院無制限特約または特定3疾病入院無制限特約を付加することで、特定の疾病における1入院の支払限度や通算支払限度を超えて、疾病入院給付金をお支払いします。

- 特定8疾病 特定3疾病
- ①がん(上皮内がんを含む) ②心疾患 ③脳血管疾患
 - ④糖尿病 ⑤高血圧性疾患・大動脈瘤等 ⑥腎疾患 ⑦肝疾患 ⑧脾疾患

※主契約に入院無制限特約を付加された場合、同じ種類の入院無制限特約が付加されます。

※お支払いには制限があります。くわしくは、P.19をご確認ください。

●特定3疾病給付金特約

特定3疾病による入院

上皮内がんも保障!

特定3疾病給付金

特定3疾病で入院したとき

被保険者が**つぎのいずれかの疾病により入院を開始したとき**、特定3疾病給付金をお支払いします。

- ① がん給付の責任開始日*以後に初めて診断確定されたがん(上皮内がんを含む)
- ② 責任開始期以後に発病した心疾患
- ③ 責任開始期以後に発病した脳血管疾患

*責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を「がん給付の責任開始日」といいます。

責任開始期とは? ▶申し込まれたご契約の保障が開始される時期のことをいいます。

●特定3疾病給付金額100万円の場合

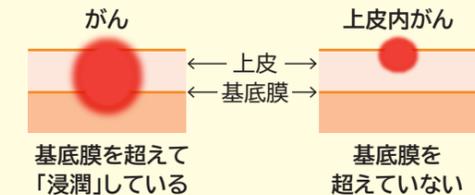
一時金

100万円

最高400万円まで
選択できます

「がん」は上皮内がんも保障します

上皮内がんとは…がん細胞が上皮にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。
※部位によって上皮内がんの定義は異なります。



※お支払いには制限があります。くわしくは、P.19をご確認ください。

●医療保険用保険料払込免除特約

特定3疾病による保険料払込免除

上皮内がんも保障!

1日以上入院から保障

特定3疾病で入院したとき

以後の**主契約・特約の保険料のお払込みは不要**になります。

※保険料払込免除事由は上記特定3疾病給付金特約の支払事由と同様です。
※保障は継続されます。

早期発見により、上皮内がん診断される可能性が高いのは以下のような部位です。

■診断時の進展度分布(上皮内がん占率)

部位	占率
子宮頸部	67.5%
膀胱	46.0%
大腸(結腸・直腸)	20.9%
乳房	10.8%
食道	9.2%

出典6

病気の治療がうまくいっても、今までのように働けなくなってしまう場合もあります。

■疾患罹患後の勤め先の就業継続・退職の状況

がんの場合	退職した人の割合	23.5%
心疾患の場合	退職した人の割合	22.4%
脳血管疾患の場合	退職した人の割合	28.6%

出典7

※くわしくは、P.19をご確認ください。

出典6:厚生労働省「2020年 全国がん登録 罹患数・率 報告」表5-1 進展度・総合(%) :部位別 B.上皮内がんを含む
出典7:独立行政法人 労働政策研究・研修機構「2024年3月 治療と仕事の両立に関する実態調査(患者WEB調査)」
※保障内容についてご留意いただきたいことがありますので、P.18~22「契約概要」をご確認ください。

退院後の通院や先進医療などに備える



通院の現状

退院した患者のうち、8割以上が退院後に通院しています。



出典 8：厚生労働省「2023年患者調査」をもとに当社作成

●退院後通院特約

通院

通院給付金

支払事由等

退院後に通院したとき

- ・退院日の翌日からその日を含めて180日以内の通院を保障
- ・日帰り入院後の通院も保障

支払額・支払限度

1回の入院につき、通院日数 30日 までお支払いします。

通院給付金額

● 通院給付金日額10,000円の場合

10,000円 × 通院日数

通院の支払限度

通算制限なし

●先進医療特約

先進医療

先進医療給付金

支払事由等

所定の先進医療を受けたとき

- ・先進医療の技術費用を実費で保障

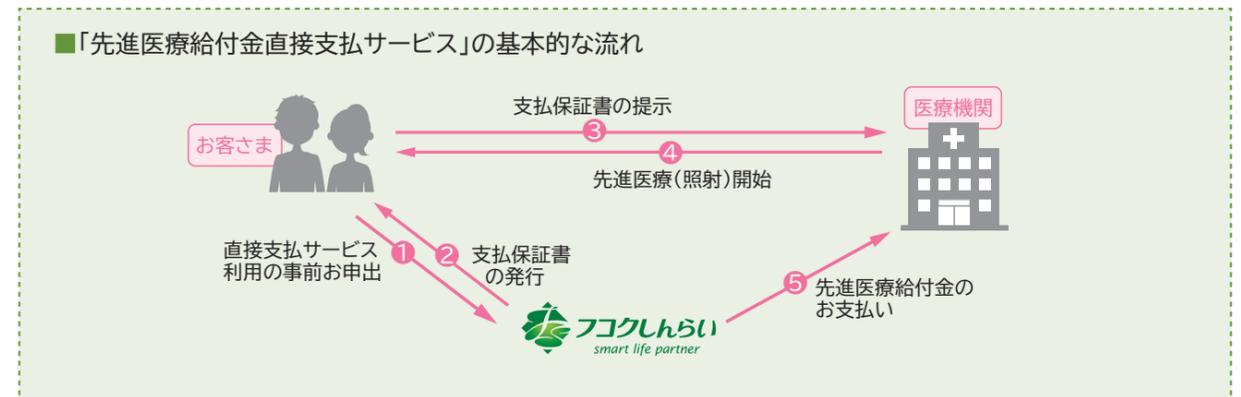
支払額・支払限度

先進医療にかかる技術費用を通算 2,000万円 まで保障します。

先進医療給付金直接支払サービス

技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも特に高額となる「陽子線治療」および「重粒子線治療」について、お客さまに安心して治療に専念していただけるよう、当社が先進医療給付金を直接医療機関*へお支払いし、お客さまの一時的な経済的負担を軽減します。

* 当社の直接支払制度を導入した医療機関に限ります。
※ 「先進医療特約」を付加した場合にご利用いただけるサービスです。



※保障内容についてご留意いただきたいことがありますので、P.18～22「契約概要」をご確認ください。

認知症の予防や介護に備える

ご存知ですか

介護費用の現状

介護費用について

平均介護費用<一時費用>	47万円
+	
平均介護費用<月額>	9.0万円
×	
平均介護期間	55か月
平均介護費用	合計 約542万円

※合計金額は、出典9をもとに当社作成

出典9

例えば、自宅への手すり設置・車いす購入などの初期費用がかかります。

■自費で購入等した場合の初期費用（目安）

- 例 ●手すり
廊下・階段・浴室用など：2万円～
※サイズ・素材により金額は異なります(工事費別途)
- 車いす
自走式：5～21万円
電動式：30～67万円
- ポータブルトイレ
水洗式：3～7万円
シャワー式：13～19万円
- ※一定の福祉用具や住宅改修については、公的介護保険の対象となる場合があります。

出典10

出典9：(公財) 生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>」
出典10：(公財) 生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに当社作成

●介護保障定期保険特約

認知症と診断確定 要介護2以上に認定 など

認知症診断給付金 介護保険金 特約高度障害保険金

●特約保険金額100万円の場合

支払事由等	支払額・支払限度
所定の認知症と診断確定されたとき ・認知症診断給付金をお支払いします。	一時金 100万円
要介護2以上に認定されたとき ・介護保険金をお支払いします。	一時金 100万円
高度障害状態に該当されたとき ・特約高度障害保険金をお支払いします。	いずれか1回のみのお支払い

ご存知ですか

認知症の現状

認定者数・介護原因

●要介護(要支援)者数は年々増える傾向にあり、「認知症」は介護が必要となる主な原因の一位となっています。

■要介護・要支援の認定者数の推移



※公的介護保険制度が開始した2000年から24年間の推移。
※要介護・要支援の認定者数の推移にはすべての認定区分が含まれます。
※すべて4月のデータです。

出典11

■介護が必要となった主な原因

原因	割合
認知症	16.6%
脳血管疾患(脳卒中)	16.1%
骨折・転倒	13.9%
高齢による衰弱	13.2%
関節疾患	10.2%

出典12

出典11: 厚生労働省「介護保険事業状況報告月報(暫定版)」をもとに当社作成
出典12: 厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」をもとに当社作成

●軽度介護保障特約

軽度認知障害 (MCI) と診断確定 要支援1以上に認定 など

認知障害給付金 要支援給付金 軽度介護給付金 予防・治療給付金

●特約基準金額100万円、予防・治療給付金額3万円の場合

支払事由等	支払額・支払限度
所定の認知障害と診断確定されたとき ・認知障害給付金をお支払いします。	一時金 5万円
要支援1以上に認定されたとき ・要支援給付金をお支払いします。	一時金 20万円
要介護1以上・所定の要介護・高度障害状態に該当したとき ・軽度介護給付金をお支払いします。	一時金 100万円 (要支援給付金支払後は、80万円となります)
2年ごとに生存されているとき ・予防・治療給付金をお支払いします。	2年ごと 3万円

※「予防・治療給付金」は生存給付金の愛称です。生存給付金特則を付加した場合、「予防・治療給付金」(生存給付金)をお受け取りいただけます。
※くわしくは、P.20をご確認ください。

保険料例 男性

※支払限度の型:60日(主契約・特定8疾病・特定感染症入院特約)
 ※保険期間/保険料払込期間:終身(先進医療特約、介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約は10年)
 ※保険料払込方法:口座振替(月払)/クレジットカード払(月払)

- (主契約)解約返戻金抑制型医療保険:日額10,000円
- 入院時手術給付金等増額特則付加 ●特定8疾病入院無制限特則付加
- 特定8疾病・特定感染症入院特約:日額10,000円 ●特定3疾病給付金特約:100万円
- 退院後通院特約:日額10,000円 ●先進医療特約付加 ●介護保障定期保険特約:100万円
- 軽度介護保障特約(生存給付金特則なし):100万円
- 軽度介護保障特約(生存給付金特則あり):100万円(生存給付金3万円)

医療保険用保険料 払込免除特約



契約 年齢	主契約		特約						
	解約返戻金抑制型 医療保険		特定8疾病・ 特定感染症 入院特約	特定3疾病 給付金特約	退院後 通院特約	先進医療特約	介護保障 定期保険特約	軽度介護 保障特約 (生存給付金特則なし)	軽度介護 保障特約 (生存給付金特則あり)
20歳	2,770		610	984	760	92	253	165	1,416
21歳	2,850		640	1,030	780	92	256	168	1,419
22歳	2,940		670	1,080	800	93	259	172	1,423
23歳	3,020		700	1,132	830	93	262	176	1,427
24歳	3,130		730	1,188	850	93	266	181	1,435
25歳	3,230		770	1,247	880	93	270	186	1,440
26歳	3,350		810	1,310	910	94	275	192	1,446
27歳	3,470		850	1,376	950	94	280	198	1,455
28歳	3,590		890	1,447	980	95	286	206	1,463
29歳	3,720		940	1,521	1,010	95	293	215	1,475
30歳	3,860	+	980	1,599	1,050	96	299	225	1,488
31歳	4,010		1,030	1,681	1,100	96	307	234	1,500
32歳	4,170		1,080	1,767	1,140	97	315	245	1,511
33歳	4,320		1,140	1,858	1,190	98	325	257	1,526
34歳	4,500		1,210	1,952	1,240	99	335	270	1,542
35歳	4,690		1,280	2,052	1,300	99	346	285	1,560
36歳	4,890		1,350	2,155	1,360	99	358	299	1,577
37歳	5,090		1,430	2,266	1,420	100	370	317	1,598
38歳	5,310		1,510	2,381	1,480	101	386	338	1,619
39歳	5,550		1,600	2,503	1,550	102	403	360	1,647
40歳	5,790		1,680	2,632	1,630	103	423	385	1,675
41歳	6,060		1,790	2,768	1,700	105	445	414	1,710
42歳	6,340		1,890	2,913	1,780	106	471	446	1,748
43歳	6,650		2,010	3,065	1,880	108	499	483	1,791
44歳	6,960		2,130	3,226	1,970	110	534	525	1,842
45歳	7,310		2,250	3,394	2,070	112	573	573	1,896
46歳	7,660		2,380	3,575	2,190	114	616	623	1,958
47歳	8,050		2,520	3,765	2,300	116	660	671	2,015
48歳	8,460		2,670	3,963	2,420	118	707	721	2,077
49歳	8,880		2,830	4,170	2,550	120	762	781	2,146
50歳	9,350		2,990	4,389	2,690	122	826	853	2,230
51歳	9,840		3,170	4,617	2,850	124	902	938	2,327
52歳	10,360		3,370	4,854	3,020	126	991	1,040	2,441
53歳	10,910		3,590	5,100	3,200	129	1,097	1,162	2,575
54歳	11,490		3,810	5,352	3,390	131	1,220	1,301	2,726
55歳	12,100		4,050	5,613	3,600	134	1,361	1,458	2,892
56歳	12,750		4,310	5,902	3,810	137	1,526	1,636	3,088
57歳	13,460		4,590	6,221	4,050	141	1,717	1,841	3,311
58歳	14,220		4,910	6,566	4,310	144	1,935	2,070	3,561
59歳	15,040		5,230	6,940	4,590	148	2,183	2,320	3,838
60歳	15,920		5,590	7,342	4,910	153	2,463	2,592	4,143

※記載されている保険料は2025年4月現在の保険料率を適用しています。
 ※記載されていない条件での加入のご検討につきましては、保険設計書でご確認ください。

(単位:円)

医療保険用保険料 払込免除特約



※支払限度の型:60日(主契約・特定8疾病・特定感染症入院特約)
 ※保険期間/保険料払込期間:終身(先進医療特約、介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約は10年)
 ※保険料払込方法:口座振替(月払)/クレジットカード払(月払)

- (主契約)解約返戻金抑制型医療保険:日額10,000円
- 入院時手術給付金等増額特則付加 ●特定8疾病入院無制限特則付加
- 特定8疾病・特定感染症入院特約:日額10,000円 ●特定3疾病給付金特約:100万円
- 退院後通院特約:日額10,000円 ●先進医療特約付加 ●介護保障定期保険特約:100万円
- 軽度介護保障特約(生存給付金特則なし):100万円
- 軽度介護保障特約(生存給付金特則あり):100万円(生存給付金3万円)

契約 年齢	主契約		特約						
	解約返戻金抑制型 医療保険		特定8疾病・ 特定感染症 入院特約	特定3疾病 給付金特約	退院後 通院特約	先進医療特約	介護保障 定期保険特約	軽度介護 保障特約 (生存給付金特則なし)	軽度介護 保障特約 (生存給付金特則あり)
20歳	2,490		550	984	680	90	228	143	1,391
21歳	2,560		570	1,030	700	90	229	144	1,392
22歳	2,630		600	1,080	710	90	230	145	1,393
23歳	2,700		620	1,132	730	90	231	147	1,395
24歳	2,780		650	1,188	750	90	232	148	1,396
25歳	2,860		670	1,247	770	90	233	150	1,398
26歳	2,950		700	1,310	800	90	235	151	1,399
27歳	3,020		730	1,376	820	90	236	153	1,401
28歳	3,120		760	1,447	850	90	238	155	1,403
29歳	3,210		800	1,521	870	90	240	157	1,405
30歳	3,310	+	830	1,599	900	90	242	160	1,408
31歳	3,420		870	1,681	930	90	245	162	1,410
32歳	3,520		910	1,767	960	90	247	164	1,412
33歳	3,630		950	1,858	990	90	250	168	1,416
34歳	3,750		990	1,952	1,010	90	253	171	1,419
35歳	3,870		1,030	2,052	1,050	90	257	176	1,424
36歳	4,000		1,080	2,155	1,090	90	261	180	1,428
37歳	4,140		1,130	2,266	1,120	90	265	185	1,433
38歳	4,270		1,190	2,381	1,160	90	270	189	1,437
39歳	4,420		1,240	2,503	1,210	90	275	193	1,441
40歳	4,570		1,300	2,632	1,250	90	280	198	1,446
41歳	4,740		1,360	2,768	1,300	90	287	203	1,451
42歳	4,910		1,430	2,913	1,350	90	293	209	1,457
43歳	5,080		1,490	3,065	1,400	90	300	215	1,463
44歳	5,260		1,560	3,226	1,450	90	308	222	1,470
45歳	5,460		1,630	3,394	1,500	90	316	230	1,478
46歳	5,650		1,700	3,575	1,560	90	326	240	1,488
47歳	5,860		1,770	3,765	1,620	90	336	250	1,498
48歳	6,080		1,850	3,963	1,680	90	346	262	1,510
49歳	6,300		1,930	4,170	1,740	90	361	282	1,530
50歳	6,530		2,020	4,389	1,810	90	383	310	1,558
51歳	6,800		2,110	4,617	1,890	90	411	348	1,596
52歳	7,070		2,210	4,854	1,980	90	445	395	1,643
53歳	7,360		2,310	5,100	2,070	90	487	450	1,698
54歳	7,650		2,420	5,352	2,160	90	534	512	1,760
55歳	7,970		2,540	5,613	2,260	90	588	578	1,826
56歳	8,290		2,670	5,902	2,350	90	646	650	1,898
57歳	8,630		2,790	6,221	2,460	90	715	734	1,982
58歳	8,970		2,930	6,566	2,570	90	795	830	2,078
59歳	9,330		3,060	6,940	2,690	90	888	935	2,183
60歳	9,690		3,210	7,342	2,810	90	998	1,050	2,298

(単位:円)

保険料例

女性

※支払限度の型:60日(主契約・特定8疾病・特定感染症入院特約)
 ※保険期間/保険料払込期間:終身(先進医療特約、介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約は10年)
 ※保険料払込方法:口座振替(月払)/クレジットカード払(月払)

- (主契約)解約返戻金抑制型医療保険:日額10,000円
- 入院時手術給付金等増額特則付加 ●特定8疾病入院無制限特則付加
- 特定8疾病・特定感染症入院特約:日額10,000円 ●特定3疾病給付金特約:100万円
- 退院後通院特約:日額10,000円 ●先進医療特約付加 ●介護保障定期保険特約:100万円
- 軽度介護保障特約(生存給付金特則なし):100万円
- 軽度介護保障特約(生存給付金特則あり):100万円(生存給付金3万円)

医療保険用保険料 払込免除特約

あり

契約 年齢	主契約		特約						
	解約返戻金抑制型 医療保険		特定8疾病・ 特定感染症 入院特約	特定3疾病 給付金特約	退院後 通院特約	先進医療特約	介護保障 定期保険特約	軽度介護 保障特約 (生存給付金特則なし)	軽度介護 保障特約 (生存給付金特則あり)
20歳	3,320		610	854	830	94	260	171	1,428
21歳	3,420		640	890	850	94	263	175	1,432
22歳	3,520		670	928	880	94	267	179	1,436
23歳	3,620		700	967	900	94	272	184	1,441
24歳	3,720		730	1,009	930	94	277	189	1,449
25歳	3,820		760	1,053	960	95	282	195	1,455
26歳	3,910		790	1,098	990	95	288	201	1,461
27歳	4,000		830	1,146	1,010	95	294	208	1,471
28歳	4,080		860	1,196	1,040	96	301	216	1,479
29歳	4,160		900	1,247	1,080	96	308	225	1,491
30歳	4,240	+	940	1,301	1,110	97	317	233	1,499
31歳	4,300		990	1,358	1,150	97	326	245	1,514
32歳	4,380		1,030	1,417	1,180	98	337	258	1,527
33歳	4,450		1,080	1,479	1,220	98	349	273	1,545
34歳	4,540		1,140	1,543	1,260	99	361	291	1,566
35歳	4,630		1,190	1,610	1,300	99	377	310	1,588
36歳	4,730		1,260	1,680	1,350	99	393	331	1,609
37歳	4,840		1,320	1,753	1,400	100	411	353	1,634
38歳	4,950		1,390	1,830	1,450	101	429	375	1,659
39歳	5,090		1,470	1,910	1,500	102	450	400	1,687
40歳	5,240		1,550	1,993	1,560	103	473	425	1,715
41歳	5,410		1,630	2,078	1,610	104	496	452	1,748
42歳	5,590		1,710	2,166	1,670	104	522	481	1,780
43歳	5,780		1,800	2,255	1,730	105	548	511	1,813
44歳	5,990		1,890	2,345	1,800	106	575	543	1,848
45歳	6,220		1,990	2,437	1,870	107	604	574	1,882
46歳	6,450		2,100	2,535	1,940	107	634	607	1,918
47歳	6,700		2,210	2,639	2,020	108	666	638	1,952
48歳	6,960		2,320	2,747	2,100	109	701	676	1,996
49歳	7,240		2,440	2,862	2,180	110	745	720	2,043
50歳	7,540		2,560	2,983	2,270	111	794	772	2,101
51歳	7,860		2,690	3,109	2,370	112	851	830	2,165
52歳	8,200		2,830	3,242	2,480	113	913	895	2,236
53歳	8,550		2,960	3,382	2,600	114	982	965	2,312
54歳	8,930		3,110	3,528	2,730	116	1,062	1,044	2,397
55歳	9,330		3,270	3,683	2,860	117	1,154	1,132	2,494
56歳	9,750		3,440	3,849	3,000	118	1,263	1,233	2,604
57歳	10,200		3,620	4,028	3,150	120	1,389	1,351	2,731
58歳	10,690		3,810	4,211	3,320	122	1,532	1,485	2,877
59歳	11,180		4,020	4,397	3,490	123	1,697	1,635	3,036
60歳	11,700		4,230	4,588	3,650	124	1,887	1,806	3,219

※記載されている保険料は2025年4月現在の保険料率を適用しています。(単位:円)
 ※記載されていない条件での加入のご検討につきましては、保険設計書でご確認ください。

医療保険用保険料 払込免除特約

なし

※支払限度の型:60日(主契約・特定8疾病・特定感染症入院特約)
 ※保険期間/保険料払込期間:終身(先進医療特約、介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約は10年)
 ※保険料払込方法:口座振替(月払)/クレジットカード払(月払)

- (主契約)解約返戻金抑制型医療保険:日額10,000円
- 入院時手術給付金等増額特則付加 ●特定8疾病入院無制限特則付加
- 特定8疾病・特定感染症入院特約:日額10,000円 ●特定3疾病給付金特約:100万円
- 退院後通院特約:日額10,000円 ●先進医療特約付加 ●介護保障定期保険特約:100万円
- 軽度介護保障特約(生存給付金特則なし):100万円
- 軽度介護保障特約(生存給付金特則あり):100万円(生存給付金3万円)

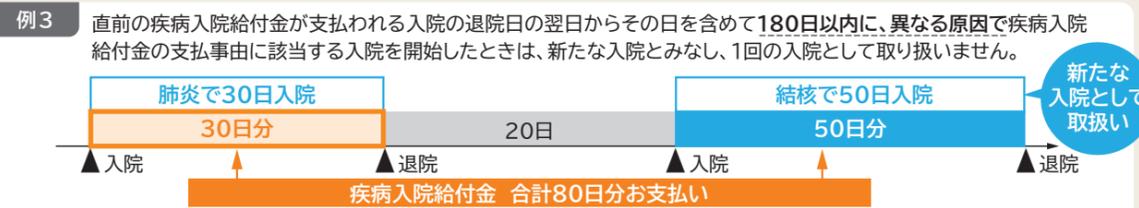
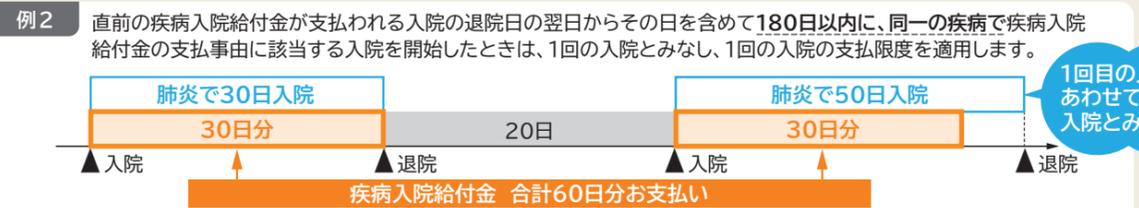
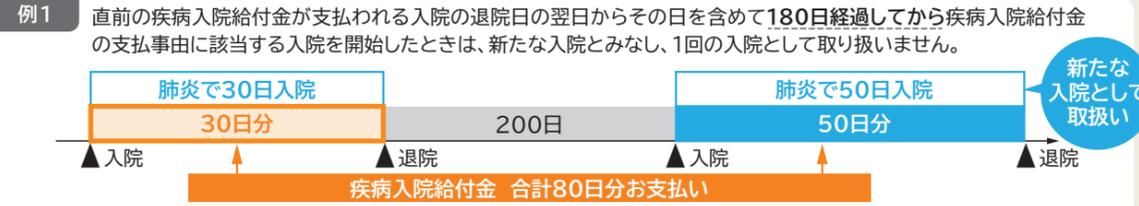
契約 年齢	主契約		特約						
	解約返戻金抑制型 医療保険		特定8疾病・ 特定感染症 入院特約	特定3疾病 給付金特約	退院後 通院特約	先進医療特約	介護保障 定期保険特約	軽度介護 保障特約 (生存給付金特則なし)	軽度介護 保障特約 (生存給付金特則あり)
20歳	2,990		550	854	750	90	219	121	1,369
21歳	3,080		570	890	760	90	221	123	1,371
22歳	3,160		600	928	780	90	222	124	1,372
23歳	3,250		620	967	800	90	224	126	1,374
24歳	3,320		640	1,009	820	90	226	128	1,376
25歳	3,400		670	1,053	850	90	228	130	1,378
26歳	3,470		690	1,098	870	90	230	132	1,380
27歳	3,530		720	1,146	890	90	232	135	1,383
28歳	3,590		750	1,196	910	90	234	138	1,386
29歳	3,630		780	1,247	940	90	237	140	1,388
30歳	3,680	+	810	1,301	960	90	241	144	1,392
31歳	3,720		840	1,358	990	90	244	147	1,395
32歳	3,770		880	1,417	1,000	90	248	152	1,400
33歳	3,820		920	1,479	1,030	90	253	156	1,404
34歳	3,860		960	1,543	1,050	90	258	162	1,410
35歳	3,920		990	1,610	1,080	90	263	167	1,415
36歳	3,980		1,030	1,680	1,110	90	270	174	1,422
37歳	4,050		1,080	1,753	1,140	90	276	181	1,429
38歳	4,130		1,130	1,830	1,170	90	283	188	1,436
39歳	4,210		1,180	1,910	1,210	90	291	196	1,444
40歳	4,300		1,240	1,993	1,240	90	298	205	1,453
41歳	4,410		1,290	2,078	1,280	90	306	215	1,463
42歳	4,530		1,350	2,166	1,320	90	315	227	1,475
43歳	4,660		1,410	2,255	1,360	90	324	239	1,487
44歳	4,800		1,480	2,345	1,400	90	333	252	1,500
45歳	4,940		1,540	2,437	1,440	90	343	266	1,514
46歳	5,090		1,610	2,535	1,490	90	354	278	1,526
47歳	5,260		1,670	2,639	1,530	90	364	289	1,537
48歳	5,430		1,750	2,747	1,580	90	376	300	1,548
49歳	5,600		1,820	2,862	1,630	90	388	314	1,562
50歳	5,790		1,900	2,983	1,670	90	402	330	1,578
51歳	6,000		1,980	3,109	1,740	90	417	349	1,597
52歳	6,220		2,060	3,242	1,800	90	433	369	1,617
53歳	6,440		2,140	3,382	1,870	90	452	394	1,642
54歳	6,680		2,230	3,528	1,950	90	479	425	1,673
55歳	6,920		2,310	3,683	2,020	90	513	461	1,709
56歳	7,180		2,400	3,849	2,100	90	556	504	1,752
57歳	7,450		2,500	4,028	2,190	90	609	559	1,807
58歳	7,730		2,610	4,211	2,270	90	675	628	1,876
59歳	8,030		2,720	4,397	2,350	90	759	711	1,959
60歳	8,330		2,840	4,588	2,450	90	865	811	2,059

(単位:円)

Q 複数回入院した場合の入院給付金の取り扱いについて教えてください。

A 退院後の経過期間や入院の原因によって、新たな入院として取り扱うか、もしくは1回の入院とみなし、1回の入院の支払限度を適用します。

■1回の入院支払限度：60日型の給付例



※因果関係のない異なる疾病の場合は、1回の入院として取り扱いません。

Q 特定3疾病入院無制限特則、特定8疾病入院無制限特則と特定8疾病・特定感染症入院特約をあわせて付加するときの注意点について教えてください。

A 入院支払が無制限*になる対象は、つぎのとおりとなりますのでご注意ください。

特定8疾病・特定感染症入院特約の支払対象となる疾病		入院支払が無制限*となる疾病	
		特定3疾病入院無制限特則を付加した場合	特定8疾病入院無制限特則を付加した場合
特定3疾病	がん(上皮内がん含む)	○	○
	心疾患	○	○
	脳血管疾患	○	○
特定8疾病	糖尿病		○
	高血圧性疾患・大動脈瘤等		○
	腎疾患		○
	肝疾患		○
	膵疾患		○
特定感染症			

*特定3疾病入院無制限特則または特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合、特定3疾病または特定8疾病による入院については、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いします。なお、主契約から支払われる疾病入院給付金も同様のお取扱いとなります。
※入院支払が無制限になる疾病に○を記載しています。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・ご理解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

※ この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。

※ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 給付金等のお支払いについて

● この保険で支払われる給付金等はつぎのとおりです。(給付金等をお支払いできない場合もあります。)

【主契約の保障内容】

主契約の名称	お支払事由 <被保険者が保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする給付金	お支払額	お支払限度
解約返戻金抑制型医療保険	疾病により1日以上入院されたとき	疾病入院給付金	入院日数5日以内 ：入院給付金日額×5	※1 1入院： 支払限度の型に応じた日数 (30日、60日、120日のいずれか) 通算：1,095日
	不慮の事故により1日以上入院されたとき	災害入院給付金	入院日数6日以上 ：入院給付金日額×入院日数	1入院： 支払限度の型に応じた日数 (30日、60日、120日のいずれか) 通算：1,095日
	疾病または不慮の事故により所定の手術を受けたとき※2	手術給付金	入院中以外(外来)での手術 ：入院給付金日額×5 入院中の手術 ：入院給付金日額×10	無制限
	疾病または不慮の事故により所定の放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	入院給付金日額×10	無制限 (60日の間に1回限り)
	疾病または不慮の事故により所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療定額給付金	入院給付金日額×10	無制限 (同一原因に対する同一の先進医療について、1回のみ支払う。)
	疾病または不慮の事故により所定の骨髄移植を受けたとき	骨髄移植治療給付金	入院給付金日額×10	無制限
	骨髄幹細胞を移植することを目的として、所定の骨髄幹細胞の採取手術を受けたとき	骨髄ドナー給付金	入院給付金日額×10	保険期間中に1回限り

※1 特定8疾病入院無制限特則または特定3疾病入院無制限特則を付加した場合、入院無制限特則による疾病入院給付金のお支払いは、お支払限度日数の計算に含めません。

※2 支払対象となる手術は、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術です。ただし、次の①～⑥に該当する手術は、手術給付金をお支払いできません。

- ①創傷処理 ②皮膚切開術 ③デブリードマン ④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ⑤抜歯手術 ⑥鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含む)

【主契約に付加できる特則の保障内容】

特則を付加した場合、入院給付金のお支払限度および手術給付金等のお支払額はつぎようになります。
(特定8疾病入院無制限特則または特定3疾病入院無制限特則による入院給付金のお支払いは、お支払限度日数の計算に含めません。)

特則	お支払限度・お支払額等
特定8疾病入院無制限特則	特定8疾病*1による入院について、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします。
特定3疾病入院無制限特則	特定3疾病*2による入院について、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします。
入院時手術給付金等増額特則	手術給付金(外来の手術) : 入院給付金日額の5倍 手術給付金(入院中の手術) : 入院給付金日額の 20倍 放射線治療給付金 : 入院給付金日額の 20倍 骨髄移植治療給付金 : 入院給付金日額の 20倍 先進医療定額給付金 : 入院給付金日額の10倍 骨髄ドナー給付金 : 入院給付金日額の10倍

※1 特定8疾病とは、「がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患・大動脈瘤等、腎疾患、肝疾患、脾疾患」です。
※2 特定3疾病とは、「がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患」です。

【特約の保障内容(付加できる主な特約)】

■医療の保障を充実させるための特約

特約の名称	お支払事由 <被保険者が特約保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする給付金	お支払額	お支払限度等
特定8疾病・特定感染症入院特約	特定8疾病により1日以上入院されたとき	特定8疾病・特定感染症入院給付金	入院日数5日以内 : 入院給付金日額×5 入院日数6日以上 : 入院給付金日額×入院日数	1入院: 支払限度の型に応じた日数 (30日、60日、120日のいずれか) 通算:1,095日
	特定感染症*3により1日以上入院されたとき			
特定3疾病給付金特約	つぎのいずれかの疾病を直接の原因とし、1日以上入院されたとき ① 責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に初めて診断確定された「がん(上皮内がんを含む)」 ② 責任開始期以後に発病した「心疾患」 ③ 責任開始期以後に発病した「脳血管疾患」	特定3疾病給付金	特定3疾病給付金額	1回 (特定3疾病給付金が支払われた場合、特約は消滅)
退院後通院特約	支払対象期間中に、入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的とした通院をされたとき	通院給付金	通院給付金日額×通院日数	1入院に対する通院:30日 通算:限度なし
先進医療特約	所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金	先進医療の技術にかかわる費用の額	通算2,000万円まで

※3 対象となる「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている、一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症をいいます。

※4 特定8疾病入院無制限特則または特定3疾病入院無制限特則を付加した場合、入院無制限特則による疾病入院給付金のお支払いは、お支払限度日数の計算に含めません。

■保険料払込免除に関する特約

特約の名称	免除事由
医療保険用保険料払込免除特約	保険料払込期間中につぎのいずれかの疾病を直接の原因とし、1日以上入院されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。 ① 責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に初めて診断確定された「がん(上皮内がんを含む)」 ② 責任開始期以後に発病した「心疾患」 ③ 責任開始期以後に発病した「脳血管疾患」

■認知症・介護に備えるための特約・特則

特約・特則の名称	お支払事由 <被保険者が特約保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする給付金等	お支払額	お支払限度
介護保障定期保険特約 (死亡保険金不担保特則付) ※5	責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定されたとき	認知症診断給付金*7	特約保険金額	1回
	傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度にもとづく要介護2以上に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが医師によって診断確定されたとき ① 所定の認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ② 所定の寝たきりによる要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること	介護保険金	特約保険金額	いずれか1回
	傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金		
軽度介護保障特約 ※6	責任開始期からその日を含めて90日経過した日の翌日以後、初めて所定の認知障害(軽度認知障害(MCI)・認知症)と診断確定されたとき	認知障害給付金*7	特約基準金額の5%	1回
	傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度にもとづく要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき	要支援給付金*7	特約基準金額の20%	1回
	傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの事由に該当されたとき (1) 公的介護保険制度にもとづく要介護1以上に該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが医師によって診断確定されたとき ① 所定の認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ② 所定の日常生活動作における要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること (3) 所定の高度障害状態になられたとき	軽度介護給付金	特約基準金額の100% (要支援給付金お支払後は特約基準金額の80%)	1回
生存給付金特則 ※6	被保険者が2年ごとの契約応当日の前日の満了時または特約保険期間の満了時に生存しているとき	生存給付金	生存給付金額	なし

※5 介護保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の介護保障定期保険特約の認知症診断給付金、介護保険金および特約高度障害保険金はお支払対象外となります。

※6 軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の軽度介護保障特約の認知障害給付金、要支援給付金、生存給付金(生存給付金特則を付加した場合)はお支払対象外となります。

※7 認知症診断給付金、認知障害給付金、要支援給付金のお支払いはそれぞれ1回のみです。お支払いした場合、特約が更新されても再度お支払いはいたしません。

2. ご契約のお取扱内容について

■ 保険期間・保険料払込期間・契約年齢・給付金額等

保険種類	保険期間	保険料払込期間	契約年齢※1	給付金額等
解約返戻金抑制型医療保険	終身	終身	0歳(生後15日以上)～80歳	3,000円※2～20,000円
特定8疾病・特定感染症入院特約	終身	主契約の保険料払込期間と同一		1,000円～主契約の入院給付金日額
特定3疾病給付金特約				5万円～400万円
退院後通院特約				1,000円～主契約の入院給付金日額または10,000円のいずれか小さい額
先進医療特約	5,10年※3 (満期時年齢85歳以下)	保険期間と同一		—
医療保険用保険料払込免除特約	主契約の保険料払込期間と同一	—	—	
介護保障定期保険特約(死亡保険金不担保特則付)	【年満了】5～30年 (満期時年齢85歳以下、5年刻み) 【歳満了】55～85歳 (5年以上40年以下、5歳刻み)	保険期間と同一	20～80歳	50万円～200万円
軽度介護保障特約※4(生存給付金特則なし)	【年満了】5～30年 (満期時年齢85歳以下、5年刻み) 【歳満了】55～85歳 (5年以上40年以下、5歳刻み)	保険期間と同一	20～80歳	50万円～300万円
軽度介護保障特約※4(生存給付金特則あり)	【年満了】5～30年 (満期時年齢85歳以下、5年刻み) 【歳満了】55～85歳 (5年以上40年以下、5歳刻み)	保険期間と同一	20～80歳	50万円～300万円 【生存給付金額】※5 1, 3, 5万円

※1 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

※2 特定3疾病給付金特約(ただし、給付金額50万円以上とします)または介護保障定期保険特約と付加する場合のみ最低日額を1,000円とします。

※3 保険期間5年は、主契約の保険料払込期間が10年未満の場合および契約年齢が76歳以上の場合に取扱いします。

※4 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。

※5 生存給付金特則を付加した場合のみ、生存給付金をお支払いします。

■ 保険料払込方法:月払・半年払・年払

3. 保険契約者代理特約について

- この特約に対する保険料は不要です。
- ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が手続きを自ら行うことができない「特別な事情」※があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

※「特別な事情」とは、保険契約者が手続きを自ら行うことができないような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・保険契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であるとき
- ・その他上記に準じる状態であるとき

4. 指定代理請求特約について

- この特約に対する保険料は不要です。
 - ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」※があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の代理請求をすることができます。
- また、指定代理請求人が給付金等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方(代理請求人)が給付金等の代理請求をすることができます。

※「特別な事情」とは、被保険者ご自身が給付金等を請求できないような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・被保険者が、心神喪失の常況にあるため、給付金等を請求できないとき
- ・被保険者ご本人が、病名を知らされていないため、給付金等を請求できないとき など

5. 保険料払込の免除について

つぎの場合には、将来の保険料のお払込みは免除となります。

- 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当したとき。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当したとき。
- 医療保険用保険料払込免除特約による保険料払込免除については、「保険料払込免除に関する特約(P.19)」をご覧ください。

6. 契約者配当金について

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

7. 解約返戻金について

【解約返戻金抑制型医療保険(主契約)】

- 保険料払込期間中に解約した場合の解約返戻金はありません。
- 短期払の場合、保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、入院給付金日額の30倍相当額になります。

【解約返戻金抑制型医療保険に付加できる特約】

- 「特定8疾病・特定感染症入院特約」「特定3疾病給付金特約」「退院後通院特約」「先進医療特約」「医療保険用保険料払込免除特約」「介護保障定期保険特約」については、解約返戻金はありません。

8. 特約の自動更新について

- 保険契約者宛てに、更新日の3か月前に「更新回答書」のついた「更新のご案内」を送付いたします。保険契約者から特約保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、特約は、特約保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。なお、解約返戻金抑制型医療保険(主契約)には、自動更新のお取扱いはありません。
- 更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の特約の保険料は、更新前と異なります。
- 更新後の特約給付金額等、特約保険期間は、更新前と同一となります。ただし、当社所定の範囲内で特約保険期間を変更することがあります。また、特約保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で特約給付金額等を減額、特約保険期間を短縮して更新することができます。
- 先進医療特約について、更新前の先進医療特約からすでに先進医療給付金をお支払いしている場合には、更新後もそれを通算します。先進医療給付金のお支払いは通算して2,000万円を限度とします。
- 生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約について、保険料のお払込みが免除された場合、更新後の予防・治療給付金(生存給付金)のお支払いはありません。(保険料のお払込みが免除された場合、軽度介護保障特約の生存給付金特則は更新されません。)
- 特別な条件(保険料の割増、保険金・給付金の削減)が適用されているご契約など、更新のお取扱いができない場合があります。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1.クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回または解除）

申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて 8日以内
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の領収日※のいずれか遅い日からその日を含めて 8日以内 ※ 第1回保険料を当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた場合には、「領収日」は第1回保険料が指定口座へ着金した日となります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または記録媒体の発信時に効力を生じます。
- お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

お申込みの撤回等ができない場合

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 既契約の内容変更のとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 法人を保険契約者とする保険契約であるとき

お申込みの撤回等のお申出方法

書面によるお申出の場合

- 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。
①お申込みの撤回等をする旨 ②お申出日 ③申込者等の住所 ④証券番号
⑤募集代理店名 ⑥保険料返金口座（申込者等の本人名義の口座）
（ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。）
- 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。
〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行
- 書面の発信時（郵便の消印日付）にお申込みの撤回等の効力が生じます。

電磁的記録によるお申出の場合

- 当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。
フコクしんらい生命
【ホームページ】 <https://www.fukokushinrai.co.jp>
- お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

2.健康状態や職業などの告知（告知義務）

告知義務

- 保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。
 - 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
 - ご契約にあたっては、
過去の傷病歴（傷病名・治療期間など） ・現在の健康状態 ・身体の障がい状態 ・職業 など
について書面（告知書）で当社がおたずねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）**ください。
 - 医師扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様に事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。



告知受領権

- 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。
- 当社の代理店（生命保険募集人）・生命保険面接士は告知受領権がなく、口頭で伝えても告知したことになりません。

お申込内容などの確認

- ご契約のお申込後または給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

傷病歴等がある場合のご契約のお引受け

- 当社では、保険契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いなどが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。
- 傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。（お引受けできないことや「保険料の割増し」「給付金の削減」「特定疾病・部位（既往症に関係したものなど）の保障不適用」「特定高度障害状態の保障不適用」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。）

正しく告知されない場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知しない場合、または事実と違うことを告知した場合、責任開始日（または復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

 責任開始日（または復活日）から2年を経過していても、給付金等のお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

ご契約または特約を解除した場合

- ・ 給付金等をお支払いする事由が発生していても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・ 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、当社はお払込みを免除することはできません。（ただし、「給付金等のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）
- ・ 解約の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

- ・ 以下の場合、当社にご契約または特約を解除することはできません。
 - ▶ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合
 - ▶ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合

- 上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

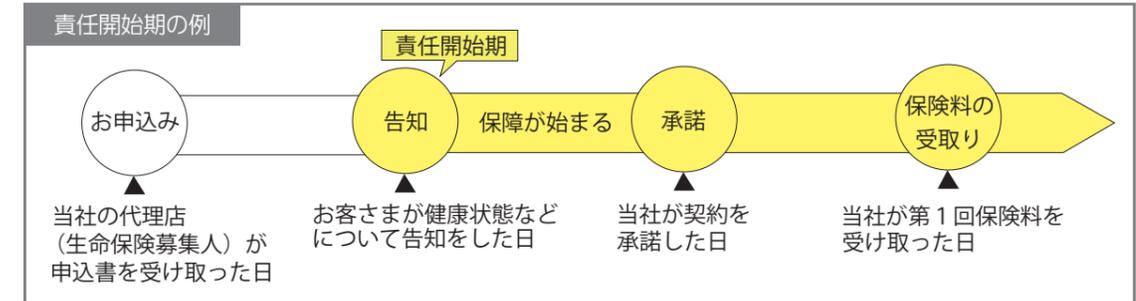
- ・ 責任開始日（または復活日）からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。）
- ・ すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3. 保障の開始（責任開始期）

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保険契約上の保障が開始されます。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

- 当社または当社の代理店（生命保険募集人）がご契約のお申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。



- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料についてはつぎのとおり取り扱います。
 - ・ 第1回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

払込期間	猶予期間
責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

- ・ 猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効となります。

 第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第1回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。）を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

参照 ▶ 具体例など詳しくは、「ご契約のしおり・約款」⑩ 保障の開始（責任開始期）をご覧ください。

- ・ 特定3疾病給付金特約のがんについての保障が開始される「がん給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ・ 介護保障定期保険特約の認知症診断給付金の保障が開始される「認知症給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ・ 軽度介護保障特約の認知障害給付金の保障が開始される「認知障害給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ・ 医療保険用保険料払込免除特約のがんについての保障が開始される「がんの責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4. 給付金等をお支払いできない場合

つぎのような場合には、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- **責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因**とする場合
ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が**告知義務違反により解除**となった場合
- **重大事由によりご契約または特約が解除**された場合
(例) ・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
・保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
- 責任開始期に関する特約を付加したご契約で、**第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効**になった場合
- **第2回目以降の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効**した場合
- 保険契約について**詐欺の行為があつてご契約が取消し**になった場合
- 給付金等の**不法取得目的があつてご契約が無効**になった場合
- 給付金等の**免責事由に該当**した場合
(例) ・保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき など
- 特定3疾病給付金特約の「がん給付の責任開始日」の前日までにがんと診断確定された場合
- 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」の前日までに認知症と診断確定された場合
(認知症診断給付金)
- 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」の前日までに認知障害と診断確定された場合
(認知障害給付金)
- 医療保険用保険料払込免除特約の「がんの責任開始日」の前日までにがんと診断確定された場合

参照 具体例などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑤ 給付金等をお支払いできない場合 をご覧ください。

5. 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活に関する事項

保険料払込の猶予期間

- 第2回目以降の保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払込みください。
払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けております。

ご契約の失効

- 猶予期間内に**第2回目以降の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効**します。

ご契約の復活

- **いったん失効したご契約でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。**

参照 復活の手続き、責任開始期などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑭ 効力を失ったご契約の復活 をご覧ください。

6. ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

- 生命保険契約では、お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険商品の中には、より低廉な保険料でご契約いただけるように、解約返戻金をなくしたり、解約返戻金の水準を低く設定しているものがあります。
 - ・解約返戻金抑制型医療保険の解約返戻金は以下のとおりのお取扱いとなります。

保険料の払込期間中に解約された場合	解約返戻金はありません。
保険料の払込期間満了後に解約された場合	解約返戻金があります。（入院給付金日額の30倍相当額） ただし、保険料払込の猶予期間中または失効中のご契約には解約返戻金はありません。

- ・退院後通院特約、特定3疾病給付金特約、特定8疾病・特定感染症入院特約、先進医療特約、介護保障定期保険特約、医療保険用保険料払込免除特約には**解約返戻金はありません。**



- ・特定3疾病入院無制限特約、特定8疾病入院無制限特約、入院時手術給付金等増額特約のみの解約はできません。
- ・医療保険用保険料払込免除特約を付加したご契約の解約返戻金額は、この特約を付加しない場合の解約返戻金額と同額となります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑰ ご契約の解約と解約返戻金 をご覧ください。

7. 業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」 お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」について をご覧ください。

8. 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - ・ 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、**告知の内容によっては新たな保険契約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・取消しとなることもあります。**
- 新たにお申込みの保険契約の保障は現在ご契約の保険契約から継続しません。このため、新たにお申込みの保険契約で給付金等をお支払いできないこともあります。
 - ・ 新たにお申込みの保険契約の責任開始期および給付金等のお支払いについては、「3.保障の開始（責任開始期）」および「4.給付金等をお支払いできない場合」を再度ご確認ください。
 - ・ 特につきの内容にご留意ください。

- ▶ 特定3疾病給付金特約の「がん給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ▶ 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ▶ 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ▶ 医療保険用保険料払込免除特約の「がんの責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

9. 給付金等のご請求について

- **給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の「お客さまサービス室」にご連絡ください。**
- 給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合などについては、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
(ホームページアドレス：<https://www.fukokushinrai.co.jp>)
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者の**ご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。**
- ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- ご契約に保険契約者代理特約や指定代理請求特約を付加することにより、保険契約者や被保険者が受取人となる給付金等について、ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者代理人または指定代理請求人が給付金等を代理で請求することができます。
 - ▶ 保険契約者代理人となられる方に、ご契約の内容および代理手続きを行うことができる旨、お伝えください。
 - ▶ 指定代理請求人となられる方に、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」④ しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約、指定代理請求特約 をご覧ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客さまサービス室

TEL：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

1. 個人情報の利用目的

フコクしんらい生命保険株式会社（以下、当社）は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客様の個人情報を、以下の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の留意事項

(1) 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微（センシティブ）情報を取得・利用または第三者に提供することがあります。保健医療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則などにより、利用目的が限定されています。

(2) 第三者提供

当社は、以下の場合に、ご提供いただいたお客様の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 医療機関などの関係先（医師・契約確認会社など）に業務上必要な照会を行う場合
- ② 再保険契約の締結および継続・維持管理ならびに再保険金などの請求のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
- ③ 保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示する場合

(3) その他個人情報の利用・提供

- ① 法令にもとづく場合
- ② 当社と当社グループ各社との間で共同利用を行う場合
- ③ 契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払査定時照会制度にもとづき、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会と共同利用を行う場合
- ④ 当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤ 保険金のお支払いなどのために、当社取引金融機関に対し、必要な範囲で提供する場合
- ⑥ 保険料控除などのために、ご勤務先の会社・団体に対し、必要な範囲で提供する場合

3. プライバシーポリシー（個人情報保護方針）について

当社は、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を策定し、これに則って業務を行っています。その内容は、上記項目の詳細を含めて当社ホームページに掲載していますのでご覧くださいか、お客様サービス室へご照会ください。

【ホームページ】

<https://www.fukokushinrai.co.jp>

【お客様サービス室】

T E L : 0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを理解するもとなる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。年金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

*1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。
*2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて
将来受け取る年金額を試算できる



出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。

※障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。
※障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます(ただし、保険料納付要件をみたす必要があります)。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

※障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

*1 直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。
*2 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、このこされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」*に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

* 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

4 要介護のとき

▶ 介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護(要支援)状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割(一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割)の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40～64歳)に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

●公的介護保険の受給対象

年齢区分	対象外	給付対象
39歳以下の方	対象外	
40～64歳の方	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの*	左記以外を原因とするもの(交通事故など)
65歳以上の方	原因を問わず 給付対象	

* ●がん(末期) ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●要介護(要支援)認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援1	日常生活の動作の一部(入浴・掃除など)に何らかの介助を必要とする
要支援2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

5 病気・ケガのとき

▶ 病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費	保険診療									
	公的医療保険負担	1～3割自己負担								
●医療費の自己負担割合	<table border="1"> <tr> <td>小学校入学前</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>小学生以上70歳未満</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>70～74歳</td> <td>2割^{*1}</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1割^{*2}</td> </tr> </table>		小学校入学前	2割	小学生以上70歳未満	3割	70～74歳	2割 ^{*1}	75歳以上	1割 ^{*2}
小学校入学前	2割									
小学生以上70歳未満	3割									
70～74歳	2割 ^{*1}									
75歳以上	1割 ^{*2}									
●自己負担限度額(70歳未満)	1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、 高額療養費制度により超過分が支給 されます。									
標準報酬月額	所得区分	自己負担限度額								
	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降:140,100円>								
	53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降:93,000円>								
	28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>								
	28万円未満	57,600円 <4回目以降:44,400円>								
	住民税非課税	35,400円 <4回目以降:24,600円>								

※各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

6 身体障がい

▶ 身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分(区分1～6)」等の認定を受け、利用します。

●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です(所得に応じた自己負担上限あり)。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。(所得制限があります。)
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について(2021年4月版)」

▶ 身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。**障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。**

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級	障害部位	認定される等級
視覚障害	1～6級	呼吸器機能障害	1・3・4級
聴覚または平衡機能の障害	2～6級	膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級	小腸機能障害	1・3・4級
肢体不自由	1～7級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
心臓機能障害	1・3・4級	肝臓機能障害	1～4級
腎臓機能障害	1・3・4級		

しんらいの ご家族サポートサービス

保険契約者にもしものことがあったとき、指定されたご家族等が契約内容の照会や各種お手続きを行うことができます。

お客さまのご家族登録制度

- ご家族を登録していれば契約内容を確認できます。

保険契約者代理特約

- 保険契約者代理人を指定していればご契約に関するお手続きができます。

指定代理請求特約

- 指定代理請求人を指定していれば保険金等を請求できます。



「お客さまのご家族登録制度規約」については
当社ホームページでご確認ください。



※ ご検討にあたっては『お客さまのご家族登録制度規約』『契約概要』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます



フコクしんらい生命の無料相談室

フコクしんらいダイヤルサービス

健康・介護相談

健康ダイヤルサービス

健康に関するお問い合わせから急な発熱や病気の症状、介護の不安や悩みについてまで、看護師・介護支援専門員・医師*1*2・栄養士*2が幅広いご相談にお答えします。

年中無休/24時間

年金相談

年金ダイヤルサービス

公的年金に関する一般的なご相談に社会保険労務士がお答えします。

※当日10時より先着順で予約受付

毎週火・水・木曜日*3/午前10時～午後5時

税務相談

税務ダイヤルサービス

税務に関する一般的なご相談に税理士がお答えします。

※当日10時より先着順で予約受付

毎週水曜日*3/午前10時～午後5時

*1 医師へのご相談は精神科・心療内科を除きます。

*2 医師・栄養士へのご相談は予約となる場合があります。

*3 年金相談と税務相談は、祝日・年末年始を除きます。

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

KUMONの脳トシ

認知症予防等を目的に、KUMONのオリジナル「教材」「測定」「情報」をセットでご提供するサービスです。自宅で、気軽に、楽しく、毎日学習できます。

- ☑ 川島隆大教授(東北大学加齢医学研究所) 監修によるオリジナル教材学習と月1回の脳機能測定(セルフチェック)
- ☑ 自宅に直接お届け、1日10分程度で楽しくできる

* 当社の特典をご利用いただくことで1か月分のご利用料金が無料となります。

1日10分、
自宅で脳の
健康づくり!

※ 「しんらいのご家族サポートサービス」以外は、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
・各サービスは2025年4月時点のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。
・各サービスの内容およびご利用できるご家族の詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください。